

総合評定値通知書（写し）の提出について（お願い）

公共工事を自治体から直接請け負おうとする建設事業者は、毎年経営事項審査を受けた上で、総合評定値通知書（写し）を提出することになっていますが、金沢市に対する同通知書（写し）の提出がまだの方は、**令和4年2月28日（月）まで**に総務局監理課まで提出してください。

なお、窓口が混み合いますので、できるだけ郵送されるようお願いいたします。
（今回の対象は、**審査基準日が令和2年10月1日～令和3年9月30日までの分**です。）

※ 注意

上記通知書の提出により、格付け（等級）が自動的に変更されるものではありません。（原則として、2年間変わりません。）

総合審査数値の変動による格付けの変更について

客観的事項（総合評定値P）及び主観的事項に係る項目の付与数値が変わることにより、総合審査数値が今までとは別の等級に変動する方で、**格付けの変更を希望する場合は、次の手続きを行ってください。**

なお、**客観的事項の審査基準日は、令和3年10月1日の直前の営業年度の終了の日、主観的事項の審査基準日は、令和3年12月31日**です。

※ 注意

総合審査数値とは、客観的事項に係る項目の付与数値（総合評定値P）及び主観的事項に係る項目の付与数値の合計点です。

<格付け変更の申請手続き>

令和4年3月4日（金）までに、次の書類を監理課へ提出してください。

- ① 入札参加資格申請内容変更届出書（「その他」欄に客観的事項及び主観的事項の変更と明記）
- ② 総合評定値通知書の写し（審査基準日が令和2年10月1日～令和3年9月30日のもの）
- ③ 主観的事項調査票（令和3年12月31日現在のもの）
- ④ 入札参加資格決定通知書の写し

（問合せ・郵送提出先）

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課 工事契約係

TEL:076-220-2101